

設置・運営の手引き

【保育所等耐震化・老朽改築整備（令和5年度着工分）募集版】

この手引きは、設置・運営に関係する法令、条例、通知のほか、本市の取扱いを記載したものです。応募に際しては、本手引きに記載された内容を遵守してください。

また、記載内容以外にも遵守すべき法令等がありますので、各施設に関係する法令等をご確認ください。

《目 次》

A 保育所

1	職員配置について	1
2	施設設備について	2
3	私立保育所に対する委託費の経理等について	5

B 幼保連携型認定こども園

1	職員配置について	6
2	学級編成について	7
3	施設設備について	7

A 保育所

1 職員配置について

- (1) 施設長は、社会福祉事業に対して理解、能力及び熱意を有していること、並びに児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時その保育所の運営管理業務に専従し、かつ、有給の者であることの2つの要件を満たす必要があります。

この場合の「児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の職員として2年以上従事した者

イ 国又は地方公共団体の職員として児童福祉業務（児童福祉施設に関わる業務をいう。）に2年以上従事した者

ウ 児童福祉法第12条に規定する児童相談所の職員として、児童相談所の業務に2年以上従事した者

エ 幼稚園の職員として2年以上従事した者

オ 本市の補助対象となっている認可外保育施設または企業主導型保育施設において、2年以上勤務している者であって、保育士資格を有する者又は施設長として2年以上の実務経験がある者

カ 次に掲げるいずれかの研修会を受講し、修了証の交付を受けた者

(ア) 社会福祉法人日本保育協会が実施する初任保育所長研修会

(イ) 社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習課程又は社会福祉施設長研修会

※ エ又はオの要件に該当する者で、カの要件に該当しない者は、保育所設置認可を受けてから1年以内にカに定めるいずれかの研修会を受講してください。

- (2) 施設長のほか、保育士は、以下の配置基準に基づいた配置が必要となります。

【配置基準】

0歳児…おおむね3人につき、保育士1人 1、2歳児…おおむね6人につき、保育士1人

3歳児…おおむね20人につき、保育士1人 4歳児以上…おおむね30人につき、保育士1人

※ なお、0歳児を4人以上入所させる保育所については、保健師、看護師または准看護師を1人に限り、保育士として算定することができます。

※ その他、運営に対して支払われる委託費において、職員配置基準に定める職員以外に、休けい保育士や標準時間対応保育士の配置が必要となります。

※ 保育士等の配置特例の適用により、一部、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者でも対応可能となります。

- (3) 栄養士は、必ずしも常勤である必要はありませんが、給食の献立については、栄養士等による栄養管理に努めてください。

- (4) 調理員は、定員が40人以下の場合には1人以上、定員が41人以上150人以下の場合には、2人以上、151人以上施設は3人以上の職員を配置してください。

- (5) 嘱託医・嘱託歯科医を配置してください。

2 施設設備について

(1) 保育室等の基準等

室名	基準等
乳児室	ほふくしない2歳未満児：1人当たり1.65㎡以上
ほふく室	ほふくする2歳未満児：1人当たり3.3㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳以上児：1人当たり1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳以上児：1人当たり3.3㎡以上 ※通路部分や花壇などは屋外遊戯場の面積に含まない。
調理室	給食が必要な児童の定員に見合う面積を確保すること。
便所	それぞれの階数の定員に見合う面積、設備を確保すること。
医務室	静養できる設備を設置すること。(事務室内に静養できるスペース及び設備を設置することでも可)
調乳室	乳児室・ほふく室に近接して設置すること。
沐浴室	乳児室・ほふく室に近接して設置すること。

※ 実際には、受入児童の年齢構成が変動しますので、余裕を持たせてください。

※ 保育室又は遊戯室の面積は、各室の合計だけでなく、各室毎に面積基準を満たす必要があります。

※ 面積は、内法面積・有効面積で計算してください。

※ 特別保育を実施する場合は、必要に応じてそのスペースを確保してください。

※ 屋外遊技場は、園児が転倒した際の安全面に配慮し、コンクリートなど硬い素材は避けてください。

※ 屋外遊戯場及び保護者送迎用駐車場は、敷地の間に仕切りやフェンスなどで物理的に隔てる設計を行い、それぞれ独立して安全対策が図られるよう配慮してください。

※ 上階の床面積が大きい場合など、建築基準法において延床面積に算入される地上部分は、屋外遊戯場の基準面積とすることはできません。なお、園児が当該部分において任意に活動するスペースとしての使用は可能とします。

(2) 3号認定にかかる居室面積について

「乳児室」は1人当たり1.65㎡、「ほふく室」は1人当たり3.3㎡と規定されておりますが、園児のほふく開始の時期が異なるため、乳児室面積の広めの設定や乳児室とほふく室の部屋の仕切りは可動式とするなど、居室の必要面積確保が柔軟に対応できるような設計をお願いいたします。

(3) 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合の基準について

- ① 2階に設置する場合 ⇒ ア、イ及びカの要件に該当するものであること。
 ② 3階以上に設置する場合 ⇒ アからクまでの要件に該当するものであること。

		要件		
ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。			
イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
	エ	調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
		(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。		
		(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
カ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。			

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の配置につきましては、乳幼児の緊急避難時等の安全を考慮し、なるべく低層階での配置を検討ください。

※ 上記一覽表の各項目の詳細については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）を参照し、適正な措置を講じてください。

(4) 屋外遊戯場について

屋外遊戯場については、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の広さを**同一の敷地内に確保し、施設の占有**としてください。

なお、地上に設けるものが通例ですが、耐火建築物においては、地上部面積で不足する場合には、以下の全ての要件を満たす場合に限り、屋上を屋外遊戯場の必要面積に算入することができます。

(既存建物を使用する場合で、便所の設置が困難な場合等は、要協議)

① 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

② 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

③ 防災上の観点から次の点に留意すること。

ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。

オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。

カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

※ 屋外遊戯場に算入しない場合であっても、園児が実際に使用する場合には、上記①及び③の要件を満たすこと。

また、②について、園児の利用しやすい場所に便所、水飲み場等を設けること。

3 私立保育所に対する委託費の経理等について

保育園の運営に要する費用は、委託費として支弁されますが、以下の通知によりその使途範囲は制限されておりますので、必ずご確認をお願いいたします。

- ① 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）
（最終改正—平成30年4月16日府子本第367号、子発0416第3号）
- ② 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（平成27年9月3日府子本第255号、雇児発0903第1号）
- ③ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日府子本第256号、雇児発0903第2号）
（最終改正—平成29年4月6日府子本第228号、雇児発0406第1号）

《参考》：通知に基づく本市の取扱いについて（一部記載）

ア 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、開所後1年間、委託費を借入金（利息部分も含む）の償還や土地又は建物の賃借料に充てることは出来ません。

そのため、開所後1年間において、借入金の償還金等がある場合、寄附金など保育所委託費以外の収入から支出する必要があります。

イ 開所して1年経過後、本市指導監査課が実施する指導監査の結果等において、適切な施設運営が確保されていると認められ、上記通知①の1（2）の要件が全て満たされており、別表1に掲げる事業のいずれかを実施する場合、別表2に掲げる借入金の償還金等（土地の取得等に要する経費を除く。）に充てることが出来ますが、充てられる額の上限は、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内となります。

※ 処遇改善等加算に関しては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号）（最終改正—平成31年3月29日府子本第401号、30文科初第1863号、子発0329第33号）を参照ください。

ウ イの要件を満たし、かつ上記通知①の1（5）の要件を満たしている場合、委託費の3ヶ月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等に係る上記通知①の別表5に掲げる経費等に充てることができる。

エ ウに定める要件については、本市保育幼稚園課へ「申出書」及び要件を満たしていることが確認できる書類をご提出いただき、本市において要件を満たしていることが確認された場合、弾力的な運用を認めます。

オ 上記通知①に定める使途範囲以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間で本市が適当と認める間の改善基礎分全額について加算を停止します。

カ 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で本市が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずることとなります。

キ 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合は、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取り消し等を行うことがあります。

また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表も行うことがあります。

ク 必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことがあります。

※一部を記載しておりますので、必ず通知をご確認いただき、不明な点をご相談ください。

B 幼保連携型認定こども園

1 職員配置について

- (1) 園長の資格は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号)第12条及び第13条の規定による。
- (2) 園長のほか、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を一人以上置かなければならない。
- (3) 調理員は、2号・3号定員が40人以下の場合は1人以上、定員が41人以上150人以下の場合は、2人以上、151人以上施設は3人以上の職員を配置してください。
- (4) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置してください。
- (5) (1)～(4)のほか、①副園長又は教頭、②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、③事務職員を置くよう努めなければならない。
- (6) 園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。
なお、年齢ごとに園児の数を配置基準で除して小終点第1位まで求め(小数点2位以下切捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入するものとする。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

ア この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下このアにおいて同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下このアにおいて「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

イ この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

ウ この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

エ 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

※ 令和6年度末まで、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、表のア中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

※ 保育士等の配置特例の適用により、一部、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者でも対応可能となります。

2 学級編成について

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。

1学級の園児数は、35人以下とし、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成すること。

○満3歳児学級の取扱い

満3歳児に達した園児を2歳児クラスと分けて編成する場合や、満3歳児として入園した園児でクラスを編成する場合など、満3歳児のみのクラスを編成する場合、学級として取り扱うものとする。

満3歳児に達した年度中は、引き続き2歳児クラスに残る場合や、満3歳児に達した後、3歳児学級（年少）へ移る場合は、満3歳児学級としてはカウントしないものとする。

3 施設設備について （建物に関する移行特例は既存建物を活用する場合のみ適用）

（1）設備に関する基準

幼保連携型認定こども園の認可基準及び移行特例について

（園舎及び園庭）

- ・ 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- ・ 幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることが前提である。

ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。

- ・ 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- ・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。**ただし、幼保連携型認定こども園条例第12条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、園舎を3階以上とする場合であって同項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。**

〔既存施設（幼稚園）からの移行特例〕

保育室等の2階設置については、幼稚園基準（耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える）を満たしていれば可。

- ・ 3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、満3歳以上の保育室等を3階以上の階に設けることができる。なお、保育室とは別に設置される遊戯室その他の設備（必要面積に含まれないものに限る。）については、上下1階以内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

- ・ **園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。**

〔既存施設（幼稚園・保育所）からの移行特例〕

園舎及び園庭が、同一の敷地内又は隣接する位置にない場合であっても、次に掲げる要件の全てを満たす場所について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入できる。

- （ア）園児が安全に移動できる場所であること。
- （イ）園児が安全に利用できる場所であること。
- （ウ）園児が日常的に利用できる場所であること。
- （エ）教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

・ 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1 学級	180 m ²
2 学級以上	320+100×(学級数-2) m ²

(イ) 満3歳未満の園児数に応じ、次の面積

乳児室 1.65 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

ほふく室 3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

保育室又は遊戯室 1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

〔既存施設（幼稚園）からの移行特例〕

上記、必要面積のうち、(イ)保育室又は遊戯室 1.98 m²に満2歳に係る面積を除いた面積

〔既存施設（保育所）からの移行特例〕

園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(ア) 1.65 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積。

(イ) 3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積。

(ウ) 1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積。

・ 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(ア) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

A 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2 学級以下	330+30×(学級数-1) m ²
3 学級以上	400+80×(学級数-3) m ²

B 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(イ) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

〔既存施設（幼稚園）からの移行特例〕

上記(ア)Aと(イ)の面積を合算した面積以上とする。

〔既存施設（保育所）からの移行特例〕

上記(ア)Bと(イ)の面積を合算した面積以上とする。

※ 園庭は、園児が転倒した際の安全面に配慮し、コンクリートなど硬い素材は避けること。

※ 園庭及び保護者送迎用駐車場は、敷地の間に仕切りやフェンスなどで物理的に隔てる設計を行い、それぞれ独立して安全対策が図られるよう配慮すること。

※ 上階の床面積が大きい場合など、建築基準法において延床面積・建築面積に算入される地上部分は、園庭の基準面積とすることはできない。なお、園児が当該部分において任意に活動するスペースとしての使用は可能とする。

- 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(ア)職員室 (イ)乳児室又はほふく室 (ウ)保育室 (エ)遊戯室 (オ)保健室 (カ)調理室 (キ)便所 (ク)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 飲料用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 次に掲げる設備の面積は、当該各設備に定める面積以上とする。

(ア)乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(イ)ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(ウ)保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

※ 保育室又は遊戯室の面積は、各室の合計だけでなく、各室毎に面積基準を満たす必要があります。

〔既存施設（幼稚園）からの移行特例〕

上記(ア)(イ)の面積を満たせば、(ウ)の面積を満たさなくてもよい。

(2) 3号認定にかかる居室面積について

「乳児室」は1人当たり1.65㎡、「ほふく室」は1人当たり3.3㎡と規定されておりますが、園児のほふく開始の時期が異なるため、乳児室面積の広めの設定や乳児室とほふく室の部屋の仕切りは可動式とするなど、居室の必要面積確保が柔軟に対応できるような設計をお願いいたします。

◎ 移行特例について

移行特例については、現時点で移行特例を適用している場合で、既存設備を用いている間については、引き続き移行特例が適用されます。（建物に関する移行特例は既存建物を活用する場合のみ適用）

そのため、現時点で移行特例を適用していない場合や、移行特例を適用している建物を改築した場合等については、特例が適用されませんので設備基準をよくご確認ください。

なお、園庭の移行特例については、現在移行特例を適用している施設が、当該施設と同一の所在場所において園舎の建て替えを行った場合であっても、引き続き適用することが可能です。

※ 移行特例が適用されている施設にあっても、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合されるよう努めることが求められているとともに、国においても施行10年経過後を目処に特例の運用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしていることを踏まえ、適切な施設整備を行ってください。

(3) 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室又は便所を設ける場合の基準について

- ① 2階に設置する場合 ⇒ ア、イ及びカの要件に該当するものであること。
 ② 3階以上に設置する場合 ⇒ アからクまでの要件に該当するものであること。

要件				
ア	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
イ	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
	エ	調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
		(ア)	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。	
		(イ)	調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		
	カ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。			

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の配置につきましては、園児の緊急避難時等の安全を考慮し、なるべく低層階での配置を検討ください。

※ 上記一覧表の各項目の詳細については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）を参照し、適正な措置を講じてください。

(4) 園庭(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができる。

(既存建物を使用する場合で、便所の設置が困難な場合等は、要協議)

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。
- ④ 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には転落防止のため、上部を内側にわん曲させた金網等を設けるなど、園児の安全に配慮した措置を講ずること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。(園舎に備えるべき設備)
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意思で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る)と行き来できると認められること。

※ なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することが出来るものとする。

※ 園庭に算入しない場合であっても、園児が実際に使用する場合には、上記①～④の要件は満たすこと。

(5) 調理室及び食事の提供について

- ① 保育を必要とする園児に食事を提供するときは、自園調理により行わなければならない。
- ② 満3歳以上の園児に対する食事の提供については、外部搬入により行うことが出来る。
- ③ ②により提供する場合、調理室を備えないことができる。この場合においては、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- ④ 自園調理により食事を提供する園児数が20人に満たない場合においては、調理室を備えないことができる。この場合においては、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

《参考》：鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(食事)

第 18 条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第 15 条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

(食事の提供方法の特例)

第 19 条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満 3 歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。